

# 南北朝期鎌倉府体制下の犬懸上杉氏-上杉朝房の動向 を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2015-04-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 駒見, 敬祐 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16994">http://hdl.handle.net/10291/16994</a>

## 南北朝期鎌倉府体制下の犬懸上杉氏

——上杉朝房の動向を中心に——

INUKAKE-UESUGI family  
under the Kamakura fu organization  
in Nanboku-chō period:

A trend of Tomofusa Uesugi mainly

博士後期課程 史学専攻 二〇一二年入学

駒 見 敬 祐

KOMAMI Keisuke

### 【論文要旨】

南北朝・室町時代の上杉一族は、観応の擾乱期には足利直義方の主力として、鎌倉府体制下では関東管領として活躍した一族である。この一族は室町期にいくつかの家に分立する。観応の擾乱期の一族の立場はこれまでも考察されてきたが、擾乱期の状況が鎌倉府体制下ではどのように影響し、一族間でどのような立場・役割があったかについては十分に言及され

ていない。そこで本稿では、特に「犬懸上杉氏」の最初となる上杉朝房の動向に注目し、その基礎的状况を明らかにしたうえで、擾乱期から鎌倉府体制下を通じた上杉一族の立場について考察した。

観応の擾乱期、関東と京都それぞれを中心に活動した二系統の上杉氏が存在した。朝房は京都で活躍する上杉朝定の養子となり、朝定の後継者として活動していた。観応の擾乱で直義が関東に下向すると、在関東の上杉憲頭らが一族の中心的な役割を果たすことになる。また鎌倉府体制において朝房は、鎌倉公方足利基氏の近臣として活動していた。その結果、擾乱期の二系統は、関東管領として政務の中心にあった憲頭をはじめとする山内上杉氏に対して、鎌倉公方の近臣として鎌倉府体制を支える犬懸上杉氏の「両上杉」体制が涵養されていく。

【キーワード】 上杉朝房、犬懸上杉氏、鎌倉公方、関東管領、鎌倉府体制

### はじめに

上杉氏は、勸修寺流藤原氏の流れで、重房の時に宗良親王に従い関東に下向し、足利氏と姻戚関係を結ぶことで発展した一族である。重房の子頼重の娘は足利貞氏に嫁ぎ、尊氏・直義の兄弟を生み、上杉一族は足利氏政権のなかで重要な地位を得る。

室町幕府成立期の上杉一族については、観応の擾乱期には高氏と対立する直義派の急先鋒として、鎌倉府体制下では、関東管領の一員として、これまでさまざまな問題が論じられてきた。<sup>(1)</sup>なかでも、観応の擾乱期における上杉一族を、それぞれの家の分立に注目して考察され

たのが阪田雄一氏であり、近年では山田敏恭氏の成果がある。<sup>(2)</sup> 阪田氏は、擾乱期の尊氏・直義派の抗争を軸に、上杉氏の朝定・憲頭・重能について考察されている。山田氏は、観応の擾乱期における上杉一族に関して、在京した扇谷家の朝定と、在鎌倉した山内家の憲頭という二つの流れの内在を指摘された。これら研究の進展から、憲頭より始まる山内上杉氏を、漠然と上杉一族の惣領とみるこれまでの視点は、改められる必要が生じている。ただし、阪田氏や山田氏の研究は観応の擾乱期に限ったものであり、その後、鎌倉府体制下において上杉一族がどのような立場に立っていたのか、さらに考察を進めていく必要がある。特に鎌倉府成初期は、憲頭が関東管領となり、その子能憲・憲方がその立場を継ぐことで、山内上杉氏の主導権が強くなる時期である。<sup>(4)</sup> ではその間、それ以外の上杉氏族は、観応の擾乱期からの枠組みのなかで、どのような役割を果たしていたのであろうか。

そこで本稿では、観応の擾乱期から鎌倉府の確立期にかけて、のちの大懸上杉氏<sup>(5)</sup>に連なる人々の動向に焦点をあて、彼らがどのような立場で行動していたのかを検討し、鎌倉府成初期の体制構造に迫ることを目的としたい。その方法として、ここでは大懸上杉氏の祖とされ、鎌倉府においては、憲頭の子上杉能憲と並んで関東管領を務めた人物として知られる上杉朝房の立場について考察し、上記の目的に迫りたい。

朝房については、小国浩寿氏が鎌倉公方足利氏満期における上杉一族の動向を論じられたなかで、朝房が鎌倉公方と山内上杉氏との緩衝材的役割を果たしていたことに言及されている。<sup>(6)</sup> 小国氏は鎌倉公方と

山内上杉氏との対立状況を考慮したなかで、朝房の立場に関して一定の評価を下しているが、一般的な評価としては、朝房が関東管領を辞任して上洛するという結末から、山田邦明氏が犬懸上杉氏の基礎的事実を明らかにされた論文のなかで、「おそらく彼は政治に不向きな性格で、進んで隠遁を志したのであろう」と評されたように、積極的に顧みられることの無かった人物である。<sup>(7)</sup>

しかし、朝房が活動した時代は、観応の擾乱期から鎌倉府体制が成り立ってくる最中であるし、朝房自身も擾乱期は養父朝定のもと、鎌倉府では憲頭の娘婿として、上杉一族のなかでも相応の活躍をみせている。特に鎌倉府体制のもとでは、関東管領となることで、その後の山内・大懸上杉氏の並立体制が出来るきっかけともなったし、信濃国守護職をめぐっては京都と鎌倉の管轄国移動のキーマンともなる。であるから、朝房の活動を検討することは、上杉氏が一族としてどのような立場で政治的役割を果たしていたかを明らかにするため、意義あることだと考える。本稿では、史料は決して多くはないが、朝房の動向を出来る限り明らかにし、そのうえで彼の置かれた立場や役割を検討し、鎌倉府成初期の上杉一族の役割や、のちの大懸上杉氏の立場について明らかにしていきたい。

## 一、観応の擾乱期の上杉一族と朝房

はじめに、観応の擾乱期における朝房の立場を考える。とはいっても、当該期の朝房に関する史料はあまりにも少ない。そこで朝房周囲の上杉一族の動向を考察することで、その後の朝房の立場にどのよう

な影響を与えたのかを考えたい。そこで朝房の父上杉憲藤と養父上杉朝定という二人の人物について概観し、そのうえで朝房の行動を検討し、当該期の政治動向に位置づけて考察したい。

## (1) 上杉憲藤

まず、朝房の父である憲藤について検討する。憲藤は上杉憲房の子息で、兄弟にはのちに関東管領となる憲頭がいる。憲房は鎌倉時代末期から建武期へかけての上杉氏惣領とも呼べる人物であった。しかし、建武三年（一三三六）正月、建武政権に反旗を翻した尊氏らの上洛に同道し、京都での戦闘で戦死する（『太平記』）。

憲房の没後、憲藤が建武四年に関東執事となっていたことが彰考館本『鎌倉大日記』に記載されている。ただし、小要博氏は、この記事は彰考館本『鎌倉大日記』のみにしからみられず、『鎌倉大日記』では比較的信憑性の高い生田本にはみられない<sup>(8)</sup>ほか、諸史料にその徴証もみられないため、憲藤の関東執事就任に疑義を抱いておられる<sup>(9)</sup>。事実、関東において憲房の継承者としては憲頭があり、建武期の関東廂番にも憲頭が名を連ね、<sup>(10)</sup>上野国守護も憲房死後、憲頭が継承している<sup>(11)</sup>ことを考えれば、憲頭を抜きにして憲藤の関東執事就任は考え難い。ただし、阪田氏は憲藤と尊氏との結びつきの強さを指摘されており、関東において憲藤が相応の立場にあったことは確かだろう。また、『上杉系図大概』<sup>(12)</sup>によると、憲藤の室は、憲房の兄弟でのちの扇谷系統に連なる上杉重頭の娘であった。阪田氏によれば、重頭の活動自体は史料

に見られないが、その子朝定が上杉氏本拠のある丹波地方に勢力を形成していることから、上杉氏惣領の可能性があった人物だったとされる。後述するが、朝定の京都での活躍をみれば、その可能性は高い。であるならば、憲藤は重頭と結びつくことで、その立場を強めていたともいえる。

建武四年（延元二、一三三七）十二月二十八日、北畠顕家が奥州から上洛、北朝方の軍勢は鎌倉において敗北を喫し、関東執事だった斯波家長は討死を遂げる（『保暦間記』）。翌年三月十五日、顕家軍を追って上洛した関東軍は、摂津で激しい戦いを繰り広げ、憲藤も渡辺河において戦死する（『太平記』）。斯波家長・上杉憲藤の相次ぐ戦死により、関東における主導権は上杉憲頭へ渡ることになる。

『上杉系図大概』には、「父憲藤討死後、石川覚道、幸松四歳、幸若二歳、抱阿君、謁尊氏將軍、供奉臣子」とあり、憲藤が戦死した時に朝房は四歳、朝宗は二歳であって、家臣の石川覚道に庇護され、その後尊氏が憲藤の子息として供奉させたとしている。また、『鎌倉大草紙』にも、尊氏が憲藤の子を見つけ出して保護した話が記載されている。これらの史料は後代の成立である点に注意する必要があるが、憲藤が尊氏よりの信任を厚くうけていた可能性はある。

## (2) 上杉朝定

幼くして父を失った朝房・朝宗の兄弟は、母方の叔父朝定に養育される。朝房・朝宗共に共通する「朝」の字は朝定の偏諱であることは

明らかであるし、父憲藤の「中務少輔」を継いだ朝宗に対し、朝房は朝定の官途「彈正少弼」を継ぐことになる。

上杉朝定は、建武元年（一三三四）九月二十七日、後醍醐天皇が賀茂社へ行幸した際、尊氏の隨兵としてその「次第」に現われるものを初見とする<sup>(13)</sup>。この隋兵次第には、上杉一族では朝定のみがみえており、京都における上杉一族の中心となっていたことがうかがえる。また、「上杉系図大概」には、「高師直与両管領」とされている。「管領」についての信憑性は定かではないが、朝定は引付・内談頭人や、評定衆、安堵方頭人などを歴任しており、幕府のなかでも重要な役割を果たしていたことがわかる。また、建武四年四月頃から暦応元年十月にかけて、丹後国守護も務めている<sup>(15)</sup>。さらに注目したいのは次の史料である。

#### 【史料1】

屋くの郷のうちに、宮内卿殿へほしかられ候所にても、又いつくにても、かう<sup>(光福)</sup>ふく寺へよせたく候、名所とほととをうけたまはり候へ、殿へも申しあはせさふらふへく候、まつその程もしりかたき身にてさふらふほとに申をき候、むまれそたちたる所にて候程に、うち寺にしたく候、御心え候へとて申をきさふらふ、

かう<sup>(光福)</sup>えい元年八月十三日

うゑすぎのせう<sup>(少)</sup>ひちとの<sup>(16)</sup>

(花押)

右は清子の自筆書状として著名なもので、夜久郷のうちの土地を、清子が光福寺（後の丹波安国寺）へ寄進したいというものであり、そのうち「むまれそたちたる所にて候程に、うち寺にしたく候」という文言は、光福寺と足利氏や上杉氏との関係をうかがわせるものとして

注目されている。ここで問題としたいのは、この文書が朝定へ宛てられている点である。これをうけて朝定は、清子の死（康永元年十二月二十三日）の翌日に夜久郷今西中村を光福寺へ寄進状を發給し、現地<sup>(17)</sup>の地頭であろう源行朝が「自上杉殿任被仰下候之旨、夜久郷之内今西村為大御所御寄進」として打渡をおこなっている<sup>(18)</sup>。

この一連の流れのなかで、朝定の立場をどのように位置付けられるのか。丹波の分郡守護という見解もあつたが、事例が上杉家にゆかりの深い「丹波安国寺文書」以外にみられないことを考慮すれば、この判断は尚早だろう。むしろ上杉家とのゆかりを根拠にすれば、朝定こそが、この時上杉氏の中心人物だったと考えられる。重役を歴任した幕府での彼の活動からも知れよう。

貞和五年（一三四九）八月十三日、高師直排斥の動きから、師直が直義邸を強襲する事件が勃発する。直義方の武将であつた上杉重能や畠山直宗が流刑となり、のちに殺害された。「園太曆」貞治五年八月十五日条には、「上杉彈正少弼須信乃国等配流」とあり、朝定も師直排斥の当事者として信濃国へ流刑とされていることが判明する。実際に配流になったかは定かではないが、翌観応元年（一三五〇）七月二十八日、美濃で挙兵した土岐周斎を討伐するため、朝定が京都より下向しているから（「祇園執行日記」）、実際には配流先へは行かなかつたか、それ以前に戻っていたことが知られる。観応元年十月二十六日に直義が京都を脱出し、観応の擾乱が本格的に勃発すると、翌観応二年一月十二日に朝定と朝房は直義のもとへ走っている（「園太曆」）。直義の出京より二カ月のブランクがあることは、おそらく状況をうか

がったものだろう。兩人の出京後に、住宅の破却がなされ(「園太暦」)、ここで兩人は明確に直義方となった。同年二月十七日、打出浜での合戦で直義方が尊氏方を打ち破り、同月二十七日に入京した尊氏は朝定邸に宿泊する(「園太暦」)。以後三月十日まで尊氏は朝定邸に寄宿している(「観応二年日次記」)。この時に、高師直・師泰兄弟ら高氏の一族が、関東より上洛した上杉能憲によって武庫川で惨殺されたことは、後々まで両派の対立を深める一因となった。<sup>(20)</sup>

尊氏・直義両派による不穏な空気は七月になって再加熱する。七月十九日、義詮との対立が顕著になった直義は政務の辞退を申し入れ、二十三日に尊氏は直義方の代表者朝定と問答をおこなっている(「観応二年日次記」)。山田敏恭氏はこれらの朝定の立場を、両者の融和派と捉えられるが、「敵方」であった尊氏を預けたり、直義方の代表として問答をしていたりという面では、むしろ直義方における朝定の位置付けの高さがうかがえる。観応二年(一二三二)七月三十日、足利直義は北陸を目指し京都を落ちる。この時の供奉人に、上杉一族では朝定・藤成・朝房の名が見えている(「観応二年日次記」)。直義は十一月に鎌倉に入り、上杉憲顕に迎えられるが、この後の朝定らの動向は明らかではない。十二月、直義方は薩埴山合戦に敗れ、上杉憲顕らは信越地方へ落ちる。直義は尊氏らに連れられ鎌倉に入るが、翌年二月二十六日に死去する。ただし、直義方の上杉憲顕らは、南朝方と結んでこののちも信越地方を拠点として活動している。<sup>(21)</sup> おそらく朝定らも憲顕とともに信濃へ下ったと考えられ、翌年の文和元年(一二三二)三月、朝定は信濃国で死去する(「常楽記」)。

### (3) 観応の擾乱期の朝房

観応の擾乱以前の朝房に関する記録上の初見は貞和元年(一二三四)八月十七日で、天龍寺造営の功により左馬助に任ぜられている(「園太暦」)。二十九日の天龍寺供奉行列にも、先陣の随兵中に名前がみえる。朝房の名前は、高師直・上杉朝定・上杉重能・高師泰につづいてみえているから、この頃には既に朝定の養子として相應の地位についていたことがうかがえる。貞和五年(一二三四)八月八日、朝房は小侍所所司として、島津忠兼へ高倉殿への弓場始の射手として参勤を促している。<sup>(22)</sup> 日付は師直クーデターの直前にあたり、阪田氏は、朝房は直義邸の弓場始を管轄する立場で、直義に近い存在とされる。

貞和五年八月十二日、高師直が直義邸を強襲すると、朝房は朝定らとともに直義邸へ集まっている(「太平記」)。直義の引退で一時的に和平が成立するが、この時養父の朝定に配流の噂があった一方、朝房は同年十二月より観応元年(一二三〇)四月まで、但馬国守護を務めている。<sup>(23)</sup> この時期に朝房が但馬国守護となった意義には諸説ある。太田順三氏は、前後の守護が、但馬国を中心に勢力を持った尊氏―師直方の今川頼貞であることから、守護交代は「師直クーデターの和解の産物」とされている。<sup>(24)</sup> また阪田氏は、師直派による直義派抱き込み、切り崩しの一環で、一時朝房が師直派に降っていた可能性を指摘されている。観応元年六月に中国・九州地方で勢力を奮う足利直冬の討伐がおこなわれるが、同時期に今川頼貞が朝房に代わって但馬国守護として再任されている。これは軍事的必要性に基づくものであろう。こ

のことは、朝房の師直派合流というよりも、太田氏の指摘のように、朝房の但馬国守護就任は、師直クレーター後の状況のなかで、尊氏による直義方への考慮や師直の妥協があったと考えられる。

これ以後の朝房は、観応二年（一二三二）一月十三日に、朝定と共に直義のもとへ向かったり（『園太暦』）、同年八月一日の直義北国・東国落ちに朝定・藤成らと同行していたりと、養父朝定と共に行動していることが知られるだけである。おそらく朝定と同様、直義と共に関東へ下向し、薩埵山合戦のちに信越地方へ逃れたのだろう。朝房の室は憲頭の娘であるが、両者はこの時にはじめて関係を持ったとおもわれる。その後の行方は知られず、直義方として逼塞していたものとおもわれる。

#### （4）朝定流上杉氏の政治的立場

本章で検討した、朝定流上杉氏の動向と政治的立場についてあらためて確認してみたい。観応期の上杉氏については、直義党の立場から論じられてきたが、「はじめに」でも述べたように、山田敏恭氏は、当該期に活躍した上杉一族について、関東で活躍した山内・宅間という系統が、一貫した直義派として活動していた一方、京都で活動していた朝定ら扇谷・犬懸・頼成系統の上杉氏があり、擾乱期には尊氏・直義の融和和睦に努めた一流だったと指摘されている。ここまでの朝定や朝房の活動に関する検討でも、朝定は京都において、上杉氏の間でも中心的な立場で活動していて、同時期に関東で活躍した憲頭と

は別な軸として活動していたことは確かである。京都での朝定、関東での憲頭という構図が想定される。ただし、単純に観応の擾乱期の上杉一族を直義派と尊氏派に分けられるかは別として、朝定は一貫して直義方へ参じていることもあきらかであろう。また、諸家の分立に関しては、この時期に山内・犬懸・宅間・扇谷の四家に分けることには慎重を要する<sup>(25)</sup>。しかし、京都と鎌倉という地理的な状況もあって、朝定と憲頭を中心とする二つの流れがあったことは確かだと考えられる。朝房は憲藤の実子で、のちの犬懸上杉氏の流れではあるが、憲藤が早くに没したことで、養父朝定のもとで活躍しており、むしろ朝定の後継者という立場でふるまっていたと考えられる。

この二つの上杉氏の流れは、直義の関東下向で合流する。関東に勢力基盤をもった憲頭が、上杉一族の中心となるのは必然であった。文和元年（一二三二）の朝定の死はそれを決定付けることになる。朝房は憲頭の娘をめぐることによって、一族における位置を保ち、憲頭が政務に復帰すると同時に、新たに活動の場を得るのである。次に鎌倉下向後における朝房の役割についてみていきたい。

#### 二、鎌倉府体制下における上杉朝房

##### （一）上杉憲頭と上杉一族の復帰

直義方の敗北で逼塞を余儀なくされていた上杉憲頭は、貞治二年（一二三三）関東管領として関東の政務に復帰する。この復帰に関しては、従来鎌倉公方足利基氏からの要請が強かったと想定されてきた

が、近年では基氏の要請もさることながら、幕府の意向が強く働いてきたことが指摘されている。<sup>(26)</sup> 実際には、將軍義詮から関東へ所務沙汰を求めるとき、鎌倉公方宛てとは別に憲頭に申沙汰が依頼されていた。<sup>(27)</sup> 憲頭が幕府から都鄙の繋ぎ役として期待された現れと考えられる。そもそも憲頭の政務復帰は、貞治元年（一三六二）十一月頃、幕府の管轄下である越後守護としての起用が最初であった。<sup>(28)</sup> その後、義詮と基氏との合意のなかで関東管領となり、関東へ下向したと考えられる。

朝房も同時期に政務に復帰したと考えられる。

#### 【史料2】

金陸寺雑掌申、信濃国浦野庄内馬郷薩摩九郎事、任今年八月廿七

日京都御書之旨、莅彼所、沙汰付下地於寺家、可執進請取之状如件、

貞治(二七)年十月七日

朝房（花押）

十倉左衛門尉殿(29)

右は、朝房が「京都御書」を請け、十倉左衛門尉へ信濃国浦野庄内馬越郷薩摩九郎跡半分を金陸寺雑掌へ沙汰付けするよう命じたものである。史料の年は不明瞭ではあるが、二年と読まれる傾向が強い。<sup>(30)</sup> 朝房はその後信濃国の守護を務めており、守護としての活動と見て取れる。また、「京都御書」を請けていることから、当初は幕府からの起用として就任していたと考えられる。さらに推測すると、守護就任の時期は貞治元年だったのではないか。つまり、貞治元年段階で上杉氏は一族として義詮から復帰登用され、憲頭は越後、朝房は信濃を守護国としたのであろう。そして両者とも貞治二年の終わり頃には、関東

へ下向したのである。

関東管領に復帰した憲頭ではあるが、諸史料からは執事として上杉左近將監の活動が知られるものの、<sup>(31)</sup> 憲頭が関東管領として積極的に活動した形跡が少ない。久保田順一氏は、憲頭の関東管領就任は義詮の強い要望で実現し、幕府の関東への介入を強めたことや、これに対し基氏は憲頭に強い権限を与えず、貞治末年にかけて都鄙の関係が悪化していくことを推測されている。<sup>(32)</sup> この頃から都鄙対立を前提にしての考察は慎重になる必要があるが、憲頭の権限を、京都との繋がりの中で考慮することは必要であろう。

#### (2) 鎌倉公方足利基氏と朝房

朝房は先述したように信濃国守護として京都で政務に復帰し、その後関東へ下つたとおもわれる。貞治三年（一三六四）十二月七日、朝房は上総国守護に補任されている。<sup>(33)</sup> 小国浩寿氏はそれまで上総国守護だった世良田義政の滅亡と守護就任事情について検討され、朝房の守護就任は上杉氏勢力伸張の展開過程の段階で、世良田義政の乱は「反上杉派」弾圧の事件だったと位置づけられている。<sup>(34)</sup> ただし、朝房が幕府の補任によって守護に就任していることは、注意されるべきであろう。

上杉憲頭復帰に関して、関東ではいくつかの政争が勃発していた。関東執事畠山国清の追討はその一つで、旧直義方の上杉氏登用のきっかけとなった。<sup>(35)</sup> この事件は、これまで鎌倉府の政治体制であった「薩



「薩埵山体制」の崩壊と位置付けられていた。薩埵山体制とは、足利尊氏と直義が戦った薩埵山合戦後、尊氏が関東で自らの近臣らを重要ポストにつけた政治体制を指す研究概念である。<sup>(36)</sup>近年、植田慎平氏は、国清没落後も上杉氏に結節する「一門・譜代被官系」と、高坂氏に結節する「関東武士系」という「薩埵山体制」の特質をそなえた体制が存在しており、「末期、薩埵山体制」ともいえる状態があったと指摘された。<sup>(37)</sup>これにより「薩埵山体制」の解体を段階的に捉えることが必要となった。基氏が憲頭を関東管領として復帰させたことが「薩埵山体制」解体の一過程として幕府との協力・同意を得ていたことを想起すれば、朝房の上総国守護就任は、その協力体制のなかで、上杉一族を中核に関東の政治体制を再構築し、「薩埵山体制」を清算する一つの過程として考えられるのではないか。ここではこれ以上踏み込んだ解釈をする用意は無いが、幕府・鎌倉府の連携による上杉氏登用のなかで、朝房は上総国守護として関東での活躍の場を得たことを指摘しておきたい。

鎌倉での基氏の立場を示すものとして、次の史料は見逃せない。

【史料3】

「関東御所近習連曙奉加状」

奉加

馬一正

貞治四年十月八日

おた 筑後守知夏(花押)

馬一正

なかさハ 兵庫助家宗(花押)

馬一正

かはら 右衛門尉景良(花押)

馬一正

うゑすき 弾正少弼朝房(花押)

馬一正

きと 左近将監貞範(花押)

馬一正

うゑすき 中務大輔朝憲(花押)

(以下二十一名の名前は省略)<sup>(38)</sup>

右は、貞治四年(一二六五)十月八日、京都の六波羅蜜寺の造営に際して、鎌倉公方足利基氏の近臣たちが連署して作成した奉加帳である。記された人名は、いずれも鎌倉公方の奉行人として活動がみられるものたちである。<sup>(39)</sup>ここに上杉氏からは、上杉弾正少弼朝房と上杉中務大輔朝憲という人物がみえている。

朝憲については、「上杉系図」に官途が一致してみえる朝頭に比定される。<sup>(40)</sup>朝頭は上杉朝定の子息で、末裔のちに在京し、將軍の奉公衆として組織される八条上杉氏となる。朝定の養子だった朝房とは義兄弟にあたることは注目されよう。朝頭も、他の上杉氏と同様に貞治年間に復帰登用され、貞治三年(一二六四)七月二日に將軍足利義詮から本知行地の還補をうけている。<sup>(41)</sup>

右の奉加帳には、憲頭や、その子で憲頭の立場を継ぐ能憲らの名前のみみえていない。先に触れたように、憲頭の役割は関東管領職として、基氏の補佐と同時に京都との交渉が主務であった。その一族も同様に、公方とは少し離れた立場で、別の勢力基盤を築いていたとおもわれる。一方、憲頭らとともに関東に入った「朝定流上杉氏」は、憲頭ら「関東系上杉氏」とは立場が違っていた。彼らは公方基氏の近臣として組織されることで、その立場を確立していったと考えられる。小

国浩寿氏は、公方基氏は政務に復帰した上杉憲頭の権勢を警戒し、上杉氏嫡流からはずれた一族や平一揆などを近臣として組織していたことを指摘されている。<sup>(42)</sup>これに従えば、上杉氏は基氏期の鎌倉府体制下においても、鎌倉公方の存在を軸にして、憲頭を中心とした一族と、亡き朝定の流れを継ぐ一族という二つの系統に分かれて存在していたのである。そして朝定系上杉氏の中心になっていたのが朝房であった。

### (3) 基氏没後、朝房の動向をめぐって

貞治六年（一三六一）四月二十六日、鎌倉公方足利基氏は二十八歳の若さで没する。嫡子金王丸（後の氏満）はわずか九歳であった。朝房はこの後、沙弥と称しており、基氏の死後剃髪したとおもわれる。

その後しばらく幕府による関東の直轄統治が続くが、京都でも同年十二月には義詮が没し、十歳の義満が後継となった。こうして都鄙で幼少の君主を擁することになり、政治の運営はしばらく管領—関東管領の主導でおこなわれる。関東で中心になったのが、上杉憲頭だった。久保田順一氏は、これ以降憲頭がようやく自由に権勢を振るうようになったと指摘されている。このような上杉氏政権への抵抗が、応安元年（一三六八）二月、憲頭の上京の隙をねらって発生した「平一揆の乱」であった。平一揆は、観応の擾乱や以降の合戦において、尊氏や基氏に随って活躍した武蔵国を中心とした一揆集団である。「薩埵山体制」を担った河越直重や高坂氏重が代表となっていたが、憲頭の復帰後、彼らの立場は基氏存在によりかろうじて規定される微妙なも

のであった。彼らを規定していた基氏の没後、平一揆は「反上杉」として挙兵、河越館に籠城する。しかし上杉憲頭の巧みな政治駆け引きによって一揆は孤立。鎌倉府方の軍勢に攻められ滅亡する。<sup>(43)</sup>勝利した上杉氏は、関東における立場を確立し所領を拡大する。この戦いで鎌倉府方の軍勢を率いたのが、上杉氏でも平一揆と同じく基氏近臣の朝房だった。<sup>(44)</sup>朝房はこの後平一揆の大將格だった高坂氏の本領、武蔵国比企郡高坂郷を所領としている。<sup>(45)</sup>朝房がこの乱での「大將」だったことについて、小国氏は、憲頭が基氏の近臣を大將として派遣すること以上杉氏の「私戦」から対公方との「公戦」へ意識させたとしている。<sup>(46)</sup>

当時鎌倉において、政治的にも重要な位置にいた禅僧義堂周信の日記『空華日用工夫略集』<sup>(47)</sup>の応安元年閏六月二日条に次のような記事がある。

#### 【史料4】

閏六月二日、上杉霜台北征賊、々退後帰自武城、今日特入山中、故府君影前姓香、與余対談、遂問、近因謀叛者、為国殺太多、罪当帰何人、答、当帰用兵者、又問、一念不生、還有受罪者耶、余勵声曰、且莫大話、又問、某近臨戰場、乃悔悟、坐禪工夫、莫是怕生死、底小乘心麼、余曰、莫作此念、是乃一念不生之基根也、問、必竟作麼生用心、余良久云、会麼、公曰、不会、余云、且去別時来、

平一揆征伐ののち、武蔵から帰倉した朝房が義堂周信のもとに訪れ、基氏の影前に香をたき、義堂に対して戦さへの嫌気を吐露し、教

えを乞うている。ここからは憲頭の娘婿として鎌倉府軍を率いて戦場で活躍する反面、同じ基氏近臣という立場だった高坂氏らを討伐したことへの心の葛藤がみとれるのではないか。

憲頭は応安元年（一三九八）九月に没し、関東管領の地位は息子の能意が継ぐ。応安二年五月十七日、朝房は円覚寺仏日庵雜掌祐重の訴えを請けて、安房国長田保西方における安西太郎左衛門入道以下輩の押領停止を、安房国守護結城直光に命じた。<sup>(48)</sup>これは朝房が能意と並んで関東管領となっていた所見とされている。後代の筆ではあるが、「大庭文書」の上杉憲頭奉書の付箋に「応安元年氏満八歳、上杉憲頭補佐、今年九月憲頭卒、其子能意、姪朝房相並事ヲ執、両上杉ト号ス」とあり、<sup>(49)</sup>応安三年（一三七〇）十月の「藤井全切代上遠野政行軍忠状」にある信濃国での合戦に下向する「管領」を朝房と捉えられるから、朝房が関東管領となったのは事実である。ただし、能意が「日工集」でも早くから「管領上杉兵部」と称され（「日工集」応安三年二月十七日条）、関東管領奉書を盛んに発給している一方、朝房の発給は右の一通のみであるから、実際の政務は能意が一手に握っていたとおもわれる。<sup>(51)</sup>ただ、憲頭没後先述した上杉氏の二系統の流れは「両上杉」として、憲頭の立場を継いで関東管領になった能意と、公方の近臣から関東管領になった朝房とが並立して存在するようになったといえる。のちに朝房の流れは、朝房の弟の上杉朝宗が継承し、犬懸上杉氏として成立していくのである。

#### (4) 朝房の上京について

応安二年十月、南朝方の宗良親王が信濃国で挙兵し、朝房が関東の軍勢を引き連れ合戦に及んだとされる。<sup>(52)</sup>「喜連川判鑑」によれば、翌応安三年正月、南朝方勢力である新田氏の残党が武蔵・上野の辺りで蜂起し、上杉朝房らが討伐に向かったとされ、同年二月にも、新田蜂起に伴って信州で蜂起した馬淵・中村を討ったという。いずれも一次史料からは明確には確認出来ないが、応安二年から三年にかけて、信濃国において戦闘が発生し、朝房が出陣していたことは次の史料から確認出来る。

#### 【史料5】

藤井下野入道全切代上遠野左近藏人政行申軍忠事

右、去年自九月廿日籠春山城致忠節、今年正月十日御敵彼城押奇之間、致二月廿六日毎日致合戦之条、石河遠江入道存知畢、其後<sup>(上杉朝房)</sup>中書御越之後者、水鉋・平芝於所々御陣致宿直警固畢、<sup>(上杉朝房)</sup>管領御下向待付申、八月晦日善光寺御共仕、十月四日栗田城馳向、同五日合戦、於西木戸口、若党大窪次郎四郎・中間彦八被疵畢、仍欲御証判為備後証、恐々言上如件、

応安三年十月 日

「承了」<sup>(上杉朝房)</sup>「花押」<sup>(53)</sup>

右によれば、上遠野政行は応安二年の九月二十日に春山城（長野県長野市）に籠もり忠節を尽し、翌応安三年正月十日には「御敵」が春山城に押し寄せ、二月二十六日に合戦があった。その後上杉朝宗が出

陣してきた際には宿直警固をおこない、「管領」朝房の下向を待つて八月晦日に善光寺に供し、十月四日に栗田城（長野県長野市）へ向かい、五日に合戦をおこなったという。

ここでいう「御敵」とは南朝方とみてよいだろう。また朝房は応安三年八月の晦日までは信濃国に下向していたことがわかる。この間の応安三年六月八日、朝房は藤井全切へ、信濃国水内郡内の本知行地について相違無き旨を伝えている。<sup>(54)</sup> 信濃国での戦闘をうけてのことだろう。

信濃国での騒乱のさなか、鎌倉で朝房の上洛騒ぎが発生する。「日工集」でその経過を確認する。応安三年八月四日、上杉能憲が義堂のもとを訪れ朝房の関東管領上表を伝え、六日には上杉朝宗の使者が朝房の上京を告げた。翌日、上杉能憲が単騎で来て「天下大事」と朝房上京について話し、十日、義堂は氏満と対談し、朝房の辞職に言及している。その後、朝宗宅に行き、朝宗より朝房の辞職・上京の二書を示した後、朝房の動向について記す記事は無くなる。【史料5】では八月晦日までには信濃国に下向したことが知られるから、この後朝房は信濃へ赴き、上京に至ったと考えられる。

しかし、朝房の辞職・上京に関しては、小栗博氏は、『花堂三代記』応安五年十二月二十日条にみえる、「廿日、関東一方管領上杉兵部少輔入道上洛」とあり、上杉能憲が一方の管領と呼ばれているから、この時点ではまだ朝房がもう一方の関東管領であったとされている。<sup>(55)</sup> しかし、それまで散見されていた「日工集」に朝房はこれ以降一切登場せず、鎌倉からは離れていたようにおもわれる。一方「喜連川判鑑」

には、応安七年（一三七四）のこととして、「三月、京都將軍菊池肥前守武政退治トシテ九州ニ御発向。上杉弾正朝房ヲ召テ京都ヲ守ラシム」<sup>(56)</sup>「十一月、上杉弾正少弼朝房鎌倉ニ帰ル」と書かれている。実際、『豊原信秋記』<sup>(56)</sup>に、応安七年三月四日、朝房は京都で信秋を茶に誘っており、この間の在京は確実であるが、將軍義満が九州へ発向した事実は確認されない。同じく『豊原信秋記』によれば、同年四月十九日に「下向」するとある。これが鎌倉かどうかは定かではない。また「喜連川判鑑」は、十一月に鎌倉に戻ったとするが、「日工集」の応安八年正月十六日条では、義堂周信が年賀の挨拶を、氏満、能憲、朝宗と順番に巡っており、応安八年段階では、朝房の在鎌倉は無かったようにみられる。また、それまで勤めていた上総国守護職についても、永和二年（一三七六）には上総国守護として弟の朝宗に棟別錢徴収が命じられており、<sup>(57)</sup>すくなくともこれ以前に朝房は関東における職掌を弟の朝宗に譲り上洛していたとおもわれる。

朝房上京の理由については、山田邦明氏が「進んで隠遁を志した」と評したように、朝房の性格に起因する見方があったようにおもわれる。ただ、信濃国での騒乱の真つ最中に上京騒動が起こっていること、朝房は上京後も信濃国守護として活動していることなどからすれば、朝房の上京は室町幕府の信濃国対策の一環としてリンクしていたと考えられる。これについては後に信濃国支配とともに検討する。

### 三、上杉朝房の所領と被官

本章では、ここまで検討した朝房の活動の基盤となった、所領や被

官人、守護としての活動について考察する。更に信濃国の関係について考察し、朝房の状況の理由と晩年について考える。

### (1) 所領と被官人

観応元年(一二五〇)に朝房は但馬国守護として活動している。受給文書としては、貞和五年(一二四九)十二月廿五日、幕府執事高師直より但馬国雀岐庄内平田・増法寺・小谷の三ヶ村への門真寂意の押領停止を命じられているもの<sup>(58)</sup>、観応元年三月二十八日、幕府引付頭人の長井高広より門真寂意への雀岐庄公文職名田島等の返付を命令されているものがある<sup>(59)</sup>。これにつき、現地で下地を寂意代に沙汰付けした旨を記す請状が、左衛門尉基藤という人物より出されている<sup>(60)</sup>。そして朝房が請状を取次ぎ、幕府へ報告している<sup>(61)</sup>。但馬での動向は、朝房の守護就任が一時的なものということもあり、これ以上うかがい知ることとは出来ない。

貞治三年(一二六四)十二月七日、朝房は上総国守護に任じられる。翌年二月三日、上総国周西郡内当分所々について、補任状・御施行状の旨に任せ、地藏院前大僧正御房雑掌快豪へ下地を沙汰付けたと伝える渡状が左衛門尉基藤より出されている<sup>(62)</sup>。これは但馬国で請状を提出していた人物と同一であろう。貞治四年二月八日、上総国北山辺郡湯井郷内瀧若一王子神領田島屋敷等の事について、下地を浄光明寺家雑掌へ打ち渡し、請取状を進めるよう、朝房が石河勘解由左衛門尉に宛てて遵行状を発給している<sup>(63)</sup>。この石河勘解由左衛門尉と左衛門尉基

藤も名乗りや、活動時期からして同一人物と考えられる。石河氏は「上杉系図大概」に、憲藤が戦死したときに朝房と朝宗を保護した人物としてみえる「石川覚道」の一族であろう。あるいは覚道と基藤も同一人物かもしれない。石河基藤は朝房被官として、憲藤戦死後は兄弟を保護し、朝房の守護下では但馬・上総とわたり、守護代として活動していたのである。なお、石河氏は朝房上京後も朝宗のもとで上総国守護代として活動している<sup>(64)</sup>。また、おなじく被官では、前掲「史料2」で朝房から信濃国浦野庄内の沙汰付けを命じられている十倉左衛門尉についても、丹波国上杉庄に近い上林庄に「十倉」の地名がみえ、<sup>(65)</sup> あ

るいは彼も上杉氏根本被官として組織されていたのかもしれない。朝房は越後国にも所領を持っていたことが知られる。年末詳ではあるが、永享年間(一二四九―一二四〇)頃に関東管領であった上杉憲実の置文に、越後国国衙領の知行関係が記されている<sup>(66)</sup>。それによれば、越後国国衙領は上杉憲房が一円に知行していたところ、その子憲頭・憲藤に半分ずつ分けられ、憲頭側の半分が伝領されて山内上杉憲実の知行に至り、憲藤側の半分は朝房が相伝し、伝領されて越後上杉氏の房朝が知行しているとされる。朝房が知行した越後国国衙領は、憲頭末子で越後上杉氏の祖上杉憲栄の跡を継ぎ、越後国守護となった上杉房方が、朝房の猶子となって相続したという<sup>(67)</sup>。

越後上杉氏と朝房の関わりは、被官関係からもみることが出来る。応安七年(一二七四)四月十九日、豊原信秋のもとへ朝房の下向を告げた使者として、神余という人物がみえる<sup>(68)</sup>。この神余氏は戦国期に越後上杉氏の在京雑掌として活躍する一族である<sup>(69)</sup>。おそらく神余氏は南

北朝期には朝房被官として活動し、猶子房方との繋がりや越後上杉氏の被官となつたと考えられる。なお、犬懸上杉氏の被官人千坂氏についても、禅秀の乱後越後上杉氏の被官としてみられる。千坂氏の活動も、こうした朝房と越後上杉氏との関わり方の深さのなかで考えられるだろう。

## (2) 信濃国守護職をめぐる

貞治二年(一三六三)頃から永和三年(一三七七)頃まで、朝房は信濃国の守護になつてゐる。信濃国は幕府と鎌倉府との境にあたる国であり、南北朝期の所屬・管轄をめぐることは、幕府と鎌倉府との間で支配の変転が繰り返されてゐた。これについて既に藤枝文忠氏や田辺久子氏の研究<sup>(70)</sup>があり、近年では花岡康隆氏が管轄移動の上限と下限を詳細に検討され、「関東安定化のための軍事的基盤とする必要性や信濃に対する軍事的課題が生じた場合で、その必要性や課題が解決されるときは管轄権が京都のもとへ戻る」と指摘<sup>(71)</sup>されている。

これらの先行研究のなかでも、上杉朝房の信濃守護については、鎌倉府の信濃支配の最終期として注目されている。ただし、これら先行研究のなかでは、朝房の鎌倉府内での立場について、漠然と関東管領として認識しており、必ずしも朝房個人の立場について、理解されているとはいえない。そこで本節では、朝房の鎌倉府内での立場を背景に置きながら、あらためて検討してみたい。

花岡氏によれば、信濃国が鎌倉府の管轄下に入ったのは、康安二年

(一二六二)二月二十三日、基氏による信濃国の科濃大宮への祈祷命令以前であり、実際に政治的権限を行使したのは、貞治四年(一二六五)に足利基氏が、高尾張五郎や茂木朝越中五郎に対して信濃国凶徒退治のために軍勢催促をおこなう頃<sup>(72)</sup>とされている。

信濃守護としての朝房の活動所見は、前掲した【史料2】の貞治二年頃である。この時は京都の御書を請けて活動していた。一方、貞治五年(一二六六)十月十二日、基氏より茂木三郎朝音への信濃国神林郷内下村の沙汰付が朝房へ命じられており、貞治五年頃には鎌倉府のもとでの信濃国守護だつたことがわかる。この時期に鎌倉府へ管轄移動がなされた理由として、花岡氏は関東の旧直義党の復帰に伴う情勢の不安定化に対処する措置であり、なかでも南朝方勢力への軍事的課題が問題であつたとされている。ではなぜ朝房が信濃国守護に任用されたのだろうか。

この時期の信濃国の騒乱に関して、後世の作成ではあるが、興味深い史料が「守矢満実留書」にある。これは諏訪上社神長官守矢満実の自筆書留で、寛正五年(一二四六)から延徳四年(一四九二)までの二十三年間にわたる諏訪社の年内神事に関する実録であり、当該部分は文明十一年(一二七九)閏九月廿日に、満実より小笠原一族の坂西兵部少輔へ宛て出された書状で、祈禱装束に関して先例を書き並べた部分である。

【史料6】「守矢満実留書」文明十一年閏九月廿二日

(前略)

其後貞治四年<sup>(73)</sup>十二月十四日、塩尻於金屋、当国守護小笠原信濃

守与諫方大祝信濃守直頼為合戦、大祝討負、同五年<sup>午</sup>、正月廿日、小笠原与大祝・村上兵庫助・香坂・春日・長治以下宮<sup>宮</sup>合戦討勝、此時も□直頼大祝位立被直、御装束代白河・白姫請取候、如此大祝殿御装束免田候間、役・伊勢役不任、堅仰付可有候、恐々謹言、

文明十一年閏九月廿二日

神 満実 判

謹上 坂西兵部少輔殿<sup>(75)</sup>

この史料では、当国守護を小笠原氏としていたり、当時既に幕府方へ参じていた諫方大祝氏を「宮方」としたり、情報が錯綜している部分が多い。ただ、ここでは貞治年間に小笠原氏と諫方大祝氏ら国人衆との間に合戦があった事実は伝えていよう。

観応の擾乱期、信濃国では小笠原氏が尊氏方として活躍し、直義方だった諫方大祝氏と激しく戦っていた。その後尊氏方が直義方を圧倒するに従い、尊氏方であった小笠原氏が守護として信濃国で主導権を取っていく。ただし、小笠原氏と諫方氏をはじめとする国人等との闘いが終結していたわけでは無く、小笠原氏の支配にはおのずから限界があったと考えられる。

そこで必要とされたのが、直義方へもイニシアティブをもっていた上杉朝房だったのではなからうか。上杉氏と信濃国との関わりは、鎌倉幕府滅亡直後からみられるところであった。<sup>(77)</sup> 観応の擾乱では、直義没後に上杉一族は信越地方へ逃れたらしいことは先述した。さらに次の二点が、朝房の活動と関わっていると考えられる。一つは第一章で述べたように、養父朝定の死没地が信濃国であったことである。朝定は直義没後他の上杉一族と同様信濃国へ逃れていたのであろう。もう

一つは、一族の上杉藤成が春近郷半分を領していたことにある。<sup>(78)</sup> 藤成は、上杉憲房の兄弟頼成の子で、康永元年（一三四二）より活動が見られる人物であり、観応元年（一三五〇）には丹後国で守護代として活躍している。<sup>(79)</sup> 特に注目されるのは、朝定との関係の深さである。丹後国での活動も朝定の守護代という立場であったし、藤成の子頼定は朝定の養子として朝定の系統を継いでいる。さらに藤成の子頼頭の娘は頼定の猶子として朝房の弟朝宗の妻となるなど、朝定・藤成・朝房の系統は養子や縁組関係によって強い関係を結んでいた。これらより、朝房も観応の擾乱後に信濃国を拠点にして、直義方勢力と関係を持つていた可能性は高い。

ひるがえってこの頃の幕府・鎌倉府の情勢をみると、幕府では中国地方における直冬党や、南朝勢力が未だ活動しており、それへの対処が課題となっていた。<sup>(80)</sup> 一方の鎌倉府では、延文三年（一三五八）に南朝方の中心人物であった新田義興が矢口渡りで謀殺されると（『太平記』）、戦乱状態は平定にむかっていた。信濃国では、応安三年（一三七〇）にも南朝方勢力が蜂起して戦闘があった様子は先述のとおりであり、信濃への対処は鎌倉府に任される形となったのであろう。特に朝房は、基氏よりの信頼が厚く、かつ、かつての直義党であった諫方氏らの国人衆とも関係を持っていた。そのため、上杉朝房が守護として起用されたと考えられよう。

さて、信濃国をめぐる両府所属問題に関しては、両府間の対立という面で語られることが多かった。藤枝文忠氏は、都鄙の対立・抗争は義詮・基氏死後にあらわれはじめ、信濃の統治問題は鎌倉府治下から

漸次京都側の小笠原氏を介しての勢力浸透の方策により、永和三年以降京都の一分国として繰り入れられたとされる。また田辺久子氏は、信濃国は守護不在時に京都が鎌倉府へ管轄権を預けたが、基氏・義詮の対立により管轄権を争い、幕府は義満期には信濃国を管轄下にもどすことになったとされ、早くからの都鄙対立を見越して論じられている。この両氏の説では、上杉朝房を関東管領としての守護就任とみて重視し、都鄙対立のなかでも鎌倉府方で果たした役割を強調されている。

一方、花岡氏は、先の両氏の主張に対して、幼少の氏満に野心をみることは出来ないことや、基氏死後も京都は朝房に信濃国を管轄させ、なによりも朝房上京後も続いていることなどをあげ、信濃国の移管については南朝方への対応だったと指摘された。花岡氏の指摘は、幕府と鎌倉府はむしろ協調関係にあったことを前提としており、藤枝・田辺両氏の説とは真つ向から対立するものとなっている。

結論から言えば、花岡氏の指摘にあるように、朝房の守護就任をめぐって都鄙対立をみることは出来ないといえる。まず、朝房の信濃国守護就任の背景には、先述したように諏方氏をはじめとした旧直義方勢力へのイニシアティブが存在していた。つまり、ここでは朝房が関東管領であったか否かは問題とされず、より実効的な側面での起用であったと考えられる。また幕府との関わりについても、朝房の信濃国守護としての活動は認められたものであり、基氏・氏満による強硬な起用があったようにはみえないのである。

基氏が没したのは貞治六年四月二十六日であった。ややあって幕府

より関東の沙汰として佐々木導善が下向してくる<sup>(81)</sup>。この間、鎌倉府は幕府の直轄化に入ったとされている<sup>(82)</sup>。この時期に將軍義詮は関東の案件に対して、積極的に御内書を発給している<sup>(83)</sup>。次の史料は当該時のものと考えられる。

【史料7】

金陸寺長老申、信濃国浦野庄西馬越郷薩摩半分事、無相違候様、可有計沙汰候也、

八月廿一日

上杉弾正少弼殿<sup>(84)</sup>

(花押)

右は、信濃国浦野庄西馬越郷について、金陸寺方へ相違無く沙汰するようにとの將軍足利義詮の御教書である。本史料の年号比定について、「南北朝遺文 関東編」では貞治二年に比定しているが、黒田基樹氏は朝房が弾正少弼に任じられるのは貞治四年以降と比定されている<sup>(85)</sup>。貞治四年以降となれば、信濃国が鎌倉府の管轄下に置かれていた時期に義詮から沙汰命令が出されたことになる。とすれば、義詮が直接的に関東の政務をとっていた貞治六年とするのが妥当であろう。このように、基氏没後に至っても、義詮は朝房を信濃国守護として認識し、計らい沙汰を求めたのである。

応安元年(一三六八)の平一揆の乱で、朝房は信濃国人市河氏らを動員し、応安三年八月には信濃国での騒乱征討のため下向、その間に上京騒動があったことは第二章で述べた通りである。そして信濃国守護としては、永和元年十月に市河甲斐守に本領や買得地の当知行安堵をおこなっていたり<sup>(86)</sup>、永和三年八月十七日に諏訪社造管料足の催促を



おこなうよう、管領細川頼之より命じられていたりして<sup>(87)</sup>、上京以後も活動している。朝房自身の上京をもって、信濃国が幕府の管轄下になったのだろう。

このようにしてみると、基氏没後、朝房の活動所見は専ら信濃国の支配に関するものとわかる。また自ら信濃へ下向することも必要とされていた。鎌倉では自らが仕えた基氏も亡くなり、一方で弟の朝宗の氏満近臣としての活動が顕著になると、朝房が鎌倉にいる必要性は無くなってきていた。そこで関東管領職を辞任し上京し、信濃国へ対処することになったとおもわれる。あるいは、信濃国や京都・鎌倉の間を往来していたのかもしれない。なお、長野県長野市には、春山城の支城とみられる「霜台城」という城がある。名称から、朝房が拠点としていた可能性があり、信濃国との深さを連想させる。

康暦元年（一三七九）閏四月二十八日、朝房は武蔵国高坂郷を寄進<sup>(89)</sup>する。これが現在のところ朝房の動向を示す終見史料となっている。朝房の没年は一般的には明徳二年（一三九一）とされている。「上杉系図」には朝房没を「延徳二年」とし「此説イブカシ」とする。もちろん延徳二年（一四九〇）では有り得ず、字通から「永徳二年」か「明徳二年」とみられる。禅僧春屋妙葩の語録「智覚普明国師語録」に、春屋が朝房の四十九日に語った「上杉霜台実相真公居士尽七講」という法語が収められている。春屋は嘉慶二年（一三八八）に示寂しているから、朝房の死はそれ以前となり、明徳二年では有り得ない。永徳三年、朝房が寄進した高坂郷は、理常という人物によって鹿王院に寄進される。あるいは理常は朝房と関係が深い人物で、朝房の没後に改

めて高坂郷の寄進がおこなわれたとも考えられ、朝房は永徳二年に没した可能性がある。

#### おわりに

以上の検討をまとめ、観応期から鎌倉府確立期までの上杉氏の役割について再度確認し、本稿をむすぶことにしたい。

観応の擾乱以前、関東を拠点として活動したのは上杉憲顕らの一族であった。一方で京都にあつて、重職を歴任し、惣領的な存在感を示した上杉朝定を中心とする一族も存在していた。朝房は当初関東において憲顕らと行動していた憲藤の子であったが、憲藤の戦死後には京都へ上り、朝定の養子として活躍の場を得ていた。

観応の擾乱で直義が関東に下向すると同時に、憲顕らが上杉一族のなかでも中心的な役割を果たすことになる。直義没後、一族は信越地方で逼塞、その間に朝定は没するが、貞治年間になり義詮によって憲顕は越後国、朝房は信濃国の守護として復帰登用される。貞治二年の末ころには一族で関東に下り、鎌倉府体制下では憲顕らは関東管領として政務の中心を担い、朝房らは鎌倉公方近臣として組織されるのである。

基氏の没後、朝房の活動は信濃国騒乱への対処が中心となる。このため応安三年には鎌倉を離れ、信濃や京都を往来して活動することになる。その後、関東での上総国守護や公方近臣としての朝房の立場は、弟の朝宗に継承されていく。

このように、室町幕府成り立期から存在していた京都と関東に拠点を

置いた上杉一族の二つの系統は、鎌倉府体制の下でも朝房が朝定の流れを継ぐことによって再生産されていた。さらに朝房が能憲と並んで関東管領になったことで、「両上杉」と称されることになる。このうち、朝房の立場を継承した朝宗は、鎌倉公方足利氏満や満兼の絶大な信頼によって勢力を伸ばし、関東管領を歴任する山内上杉氏に對して、犬懸上杉氏として鎌倉公方や鎌倉府体制を支えていくのである。

#### 注

- (1) 観応の擾乱期に関しては、阪田雄一「高氏・上杉氏の確執をめぐる一」上杉家文書「暦応元年十二月十九日足利直義御判御教書を中心に」(千葉史学 第三十号、一九九八年)、鎌倉府の上杉氏に関しては田辺久子「上杉憲実」(吉川弘文館、一九九九年) などがある。
- (2) 阪田雄一「南北朝前期における上杉氏の動向—上杉朝定・憲顕・重能を中心に—」(黒田基樹編「関東管領上杉氏」戎光祥出版、二〇一三年所収。初出一九九八年)。以下、本文中における阪田氏の見解はすべてこれによる。
- (3) 山田敏恭「南北朝期における上杉一族」(黒田基樹編「関東管領上杉氏」戎光祥出版、二〇一三年所収。初出二〇一〇年)。以下、本文中における山田敏恭氏の見解はすべてこれによる。
- (4) 鎌倉公方足利基氏のもとの上杉一族については、黒田基樹「基氏期の上杉氏」(黒田基樹編「足利基氏とその時代」戎光祥出版、二〇一三年) で整理されている。
- (5) 犬懸上杉氏は上杉朝宗の代に、鎌倉犬懸谷の釈迦御堂に居を構えたことから、のちにこう称された一族であり、実際に「犬懸上杉氏」と呼べるのは朝宗とその子氏憲(禪秀)といえる。ただしここでは、本文中後述するように、犬懸上杉氏が朝房の流れを汲む立場であることをふまえ、朝房を広い意味での犬懸上杉氏の一族としている。
- (6) 小国浩寿「鎌倉府北関東支配の展開」(同著「鎌倉府体制と東国」吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (7) 山田邦明「犬懸上杉氏の政治的位置」(黒田基樹編「関東管領上杉氏」戎

光祥出版、二〇一三年所収。初出二〇〇三年)。

- (8) 「鎌倉大日記」の史料価値については、白井信義「鎌倉大日記について」(歴史地理 第八四巻—二号、一九五三年) を参照。
- (9) 小栗博「関東管領補任沿革小稿その一」(一)——(黒田基樹編「関東管領上杉氏」戎光祥出版、二〇一三年所収。初出一九七七年)。
- (10) 元弘四年、関東廂番定書写(「建武記」「南北朝遺文 関東編」三九号。以下「南関」文書番号)と略す。なお、ここに憲藤の名前は無い。
- (11) (建武四年)五月十九日、足利直義書状(「出羽上杉家文書」「南関」六九八)。
- (12) 「上杉系図大概」の史料価値については、片桐昭彦「山内上杉氏・越後守護上杉氏の系図と系譜」(峰岸純夫編「中世武家系図の史料論 下巻」高志書院、二〇〇七年) 参照。
- (13) 年月日未詳、足利尊氏行幸供奉随兵次第写(「長門小早川家証文」「南北朝遺文 中国編」六七)。
- (14) 山田敏恭氏前掲(3)。
- (15) 佐藤進一「室町幕府守護制度の研究—南北朝期諸国守護沿革考証編下」(東京大学出版会、一九八八年)。
- (16) 康永元年八月十三日、上杉清子仮名消息(「安国寺文書」「綾部市史資料編」「安国寺文書」一三三)。
- (17) 康永元年十二月廿三日、上杉朝定遵行状(「安国寺文書」「綾部市史資料編」「安国寺文書」一四)。
- (18) 康永二年三月十一日、源行朝打渡状(「安国寺文書」「綾部市史資料編」「安国寺文書」一五)。
- (19) 今谷明「守護領国制下に於ける国郡支配について」(同著「室町幕府解体過程の研究」岩波書店、一九八五年、初出一九八二年)。
- (20) なお、「上杉系図大概」には、能憲とともに信濃国より「同名籍台(朝定カ)」が加わったとされる。
- (21) 文和四年四月日、村山隆直軍忠状写(「反町英作氏所蔵村山文書」「南関」二六四六)、文和四年五月廿六日、足利義詮御教書(「東京大学史料編纂所蔵小笠原文書」「南関」二六五二) など。
- (22) 貞和五年八月八日、上杉朝房催促状(「越前島津家文書」「南北朝遺文 九州編」二六一六)。

- (23) 佐藤進一氏前掲(15)。
- (24) 太田順三「観応擾乱期の但馬守護——今川頼貞をめぐって——」(「相模国文」第五号、一九七六年)。
- (25) 黒田基樹氏(前掲(5))も、一族のおおまかな系統の存在はみうけられるが、家の分立には程遠いとされている。
- (26) 久保田順一「上杉憲顕」(戎光祥出版、二〇〇二年)。以下、本文中の久保田氏の見解はすべてこれによる。
- (27) 貞治二年十一月二日、足利義詮御教書(「出羽上杉文書」【南関】三三三四)、年未詳十月十七日、足利義詮書状(「上杉文書」【神奈川県史 資料編3】四五九七)。
- (28) 貞治元年十一月六日、斯波義将施行状(「立花和雄氏所藏筑後大友文書」【南関】三〇四四)。
- (29) 貞治□年十月七日、上杉朝房遵行状(「相模円覚寺文書」【南関】三三三〇)。
- (30) 【南関】も二年としている。「信濃史料 第六卷」の図版に写真が掲載されており、二年と読むことが出来る。
- (31) 上杉左近将監の人名比定については最近、木下聡「足利基氏期の関東管領と守護」(黒田基樹編「足利基氏とその時代」戎光祥出版、二〇一三年)で、重能の子頭能に比定されている。
- (32) 久保田順一氏前掲(26)。
- (33) 貞治三年十二月七日、足利義詮御教書(「慶応義塾図書館所蔵反町文書」【南関】三三二七)。
- (34) 小国浩寿「上総守護と世良田義政事件——円覚寺蔵大般若経刊記」をめぐって——(同著「鎌倉府体制と東国」吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九九五年)。
- (35) 畠山国清の乱については、杉山一弥「畠山国清の乱と伊豆国」(黒田基樹編「足利基氏とその時代」戎光祥出版、二〇一三年)参照。
- (36) 峰岸純夫「足利尊氏と直義 京の夢、鎌倉の夢」(吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (37) 植田真平「南北朝後期鎌倉府の関東支配体制と公方直臣——薩埵山体制」の特質とその展開過程——(「日本歴史」第七五〇号、二〇一〇年)。
- (38) 貞治四年十月八日、足利基氏近習連署奉加状(「山城六波羅密寺文書」【南関】三三九〇)。

- (39) 山田邦明「鎌倉府の奉公衆」(同著「鎌倉府と関東——中世の政治秩序と在地社会」校倉書房、一九九五年)。
- (40) 黒田基樹氏前掲(6)。
- (41) 貞治三年七月二日、足利義詮御教書(「出羽上杉家文書」【南関】三一九二)。
- (42) 小国浩寿「鎌倉府基氏政権期の守護政策と平一揆」(同著「鎌倉府体制と東国」吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九九五年)。
- (43) 平一揆の乱に関しては、小国浩寿氏(42)参照。
- (44) 応安元年九月日、市河頼房・同弥六入道代難波基房軍忠状(「本間美術館所蔵市河文書」【南関】三四九〇)。
- (45) 康暦元年閏四月廿八日、上杉朝房書状(「鹿王院文書」【埼玉県史 資料編5】五〇二)。
- (46) 小国浩寿氏前掲(42)。
- (47) 【空華日用工夫略集】については、藤木英雄「訓注 空華日用工夫略集——中世禅僧の生活と文学——」(思文閣出版、一九八二年)に拠る。以後「日工集」と略す。
- (48) 応安二年五月十七日、上杉朝房奉書(「相模円覚寺文書」【南関】三五〇六)。
- (49) 応安元年七月廿五日、上杉憲顕奉書(「大庭文書」【神奈川県史 資料編3】四六三三)。
- (50) 応安三年十月日、藤井全切代上遠野政行軍忠状(「陸奥上遠野文書」【南関】三五五四)。
- (51) あるいは、平一揆の乱での活躍や、その後の軍事行動をみると、朝房の役割は軍事的なものであったかもしれない。
- (52) 「七卷冊子」六(「信濃史料 第六卷」五〇六頁)。
- (53) 前掲(50)。
- (54) 応安三年六月八日、上杉朝房奉書(「陸奥上遠野文書」【南関】三五三八)。
- (55) 小栗博「関東管領補任沿革小稿——その(二)——」(黒田基樹編「関東管領上杉氏」戎光祥出版、二〇一三年所収。初出一九九六年)。
- (56) 「大日本史料」第十六編之四十二。
- (57) 永和二年九月廿四日、上杉能憲奉書(「相模円覚寺文書」【南関】三三二二)。
- (58) 貞和五年十二月廿五日、足利將軍家御教書案(「広橋家文書」【兵庫県史料編中世8】「広橋家文書」一一二)。

- (59) 観応元年三月二十八日、足利幕府引付頭人奉書案〔「広橋家文書」〕「兵庫県史 史料編中世8」〔「広橋家文書」一四〕。
- (60) 観応元年四月十五日、但馬国守護代左衛門尉基藤請文案〔「広橋家文書」〕「兵庫県史 史料編中世8」〔「広橋家文書」一五〕。
- (61) 観応元年四月廿二日、但馬国守護上杉朝房請文案〔「広橋家文書」〕「兵庫県史 史料編中世8」〔「広橋家文書」一六〕。
- (62) 貞治四年二月三日、左衛門尉基藤打渡状〔「尊経閣古文書集所収宝菩提院文書」〕「南関」三三四。
- (63) 貞治四年二月八日、上杉朝房遵行状〔「保阪潤治氏所蔵文書」〕「南関」三三四八。
- (64) 永和二年十一月四日、上杉朝宗遵行状〔「相模円覚寺文書」〕「南関」三八三二。
- (65) 「日本歴史地名大系」(平凡社)による。
- (66) 年未詳、上杉長棟遺文〔「上杉家文書」〕「大日本古文书 家わけ第十二 上杉家文書之一」一二五。
- (67) 上杉長棟越後知行分重書案〔「上杉家文書」〕「大日本古文书 家わけ第十二 上杉家文書之一」一二三の一連の文書のなかで、明德四年七月十六日、越後国国衙内浦原津・五十嵐保の押領停止沙汰付けを命じられている「上杉左馬助」は、官途の名乗りから朝房の猶子となった房方の可能性がある。
- (68) 「豊原信秋記」(「大日本史料」第六編之四十二)。
- (69) 谷合伸介「上杉氏京都雜掌神余氏と「御寺」泉湧寺」〔「中央史学」〕第二八号、二〇〇五年)。
- (70) 藤枝文忠「室町期信濃国統轄をめぐる京・鎌倉の対立」〔「日本歴史」〕第二六六号、一九七〇年。以下、藤枝氏の見解はすべてこれによる。田辺久子「南北朝前期室町幕府における信濃国管轄権の推移」〔「日本歴史」〕第二八六号、一九七二年。以下、田辺氏の見解はすべてこれによる。
- (71) 花岡康隆「南北朝における信濃国管轄権の推移についての再検討」〔「法政史学」〕第七〇号、二〇〇八年)。以下、花岡氏の見解はすべてこれによる。
- (72) 康安二年二月廿三日、足利基氏御教書(信州川上文書)〔「南関」〕二九九七。
- (73) 貞治四年八月廿七日、足利基氏御教書(永井氏所蔵高文书)〔「南関」〕三二七〇、貞治四年九月廿七日、足利基氏御教書(吉成尚親氏所蔵茂木文书)〔「南関」〕三二七五)。
- (74) 貞治五年十月十二日、足利基氏御教書(吉成尚親氏所蔵茂木文书)〔「南関」〕三三六五)。
- (75) 「信濃史料」第六卷、四五三頁。
- (76) 大祝氏が北朝かたへ参じた経緯については「長野県史 通史編 第三卷中世一」(長野県、一九八七年、湯本軍一氏執筆部分)参照。
- (77) 前掲(76)参照。
- (78) 正平六年十二月廿三日、足利義詮袖判下文(「東京大学史料編纂所蔵小笠原文書」)〔「南関」〕二二三五)。
- (79) 観応元年五月三日、室町幕府執事奉書案〔「長福寺文書」〕石井進編「長福寺文書の研究」三七三)。
- (80) 当該期の幕府方の動向については、山田邦明「室町の平和」(吉川弘文館、二〇〇九年)等参照。
- (81) 「後深心院関白記」貞治六年五月廿九日条、「師守記」貞治六年五月廿四日条、同月廿九日条、「後愚昧記」貞治六年五月廿八日条。以上「大日本史料」第六編之二十八より。
- (82) 小栗博氏前掲(55)。
- (83) 貞治六年七月廿日、足利義詮御教書(伊豆三島大社文書)〔「南関」〕三四一八、貞治六年九月十日、足利義詮御教書案(周防佐々木文书)〔「南関」〕三四一九)など。
- (84) 年未詳八月廿一日、足利義詮御内書(相模円覚寺文書)〔「南関」〕三一四)。
- (85) 黒田基樹氏前掲(5)。
- (86) 永和元年十月十六日、上杉朝房書下(「本間美術館所蔵市河文书」)〔「南関」〕三七八四)。
- (87) 永和三年八月十七日、細川頼之奉書写(信濃守矢文书)〔「南関」〕三八六〇)。
- (88) 「日工集」康安二年二月十四日、十七日、五月四日、康安三年三月十五日、八月二日などに朝宗の活動がみられる。朝宗の活動については別に考察を予定している。
- (89) 永徳三年六月一日、理常寄進状(鹿王院文书)〔「埼玉県史 資料編5」〕四五)。

